

平塚市「地域猫活動」 について

「地域猫活動」とは・・・

人と動物の共生する社会の実現を目的とした「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下動物愛護管理法)に基づき、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施して繁殖を防ぐとともに、餌やり・トイレ管理等を行ない、周辺環境美化に努め、地域で動物と共生していく活動です。このように地域で管理された猫を「地域猫」といいます。この「地域猫」は野良猫問題への対策として有効であると、国や県などでも推奨されている方法です。

市では平成23年度から市民団体と協働事業として取り組んでいます。これまで多くの地区で地域猫について説明を実施し、地域猫活動を実施したことにより野良猫問題の解決に踏み出した地区もあります。これは今までの活動を踏まえ、地域猫活動の基本的な流れや、実施事例、よくある質問などをまとめてみました。



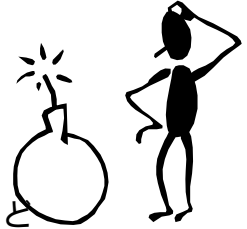
地域猫活動の流れ

あくまで基本的な流れです。相談内容や地域の事情によって、流れは異なります。

野良猫が原因で困っている地域の方々

例えば・・・

- ・近所の野良猫のフン害・鳴き声等に困っている方
- ・野良猫にエサやりをしていて、周りから責められてしまっている方 など



野良猫問題を地域で解決したい。地域猫活動に取り組みたい。



平塚市環境保全課へ相談！（TEL 23 - 9969）



・ 地区（自治会、地域住民等）

・ 市民活動団体

・ 市（環境保全課）

の三者で対応を検討

野良猫問題の解決には地域の協力が必要であるため、環境保全課から自治会長に御相談するとともに、市民活動団体とも協力し、三者で対応を検討していきます。

場合により、野良猫に悩んでいる当事者の方や地域住民の方々なども加わって相談していきます。





「地域猫活動」実施！

地域が主体となり「地域猫活動」を実施します。まずは野良猫がこれ以上増えないよう、野良猫の不妊去勢手術を行ないます。

野良猫の捕獲等は市民活動団体も協力します。手術費の負担は必要ですが、市の補助金も利用できます。(事前に申請が必要。詳しくは環境保全課まで。)



地域猫の管理へ

手術済みの野良猫をルールに基づいて地域で管理していきます。



<地域猫のルール>

・不妊去勢手術を行ない、これ以上野良猫を増やさないようにする

野良猫は年に3～4回出産し、一度に5匹ほど子猫を産みます。不妊去勢手術をすることでこれ以上野良猫が増えないようにし、一代限りの命を全うさせます。野良猫の寿命は飼い猫よりもずっと短く、平均3～5年と言われているため、そのくらいの期間をみて地域猫活動を行ないます。

・決められた時間と場所でエサを与え、食べ残しはきちんと片付ける

エサやりを行なうことは重要で、行なわないと野良猫はエサを求めてゴミあさりをするようになり、被害が拡大してしまいます。ただし地域の理解を得るため、エサをあげっぱなしにせず、片付けまできちんと行なうことが大切です。

・トイレを作り、フンの清掃と周辺の美化に努める

野良猫はエサを食べるとその場でフンをする習性があります。他人の庭でフンをさせないためにも、エサやりの時にはトイレを設置し、そこにフンをさせる必要があります。

・猫を好きな人が世話を受け持ち適正に管理をし、猫嫌い・無関心な人は、地域の問題として支援または見守る

猫に対する感情は人により様々です。猫が好きな人はルールを守ってきちんと管理をし、嫌いな人や無関心な人は、野良猫のための活動ではなく地域のための活動と理解することが重要です。

猫が好きな方はルールを守ったエサやりやトイレ管理などで積極的に関わり、無関心・嫌いな方などはそれを見守っていくことが大切です。



過去の事例について

市は平成23年度から市民活動団体と協働事業を行ない、多くの自治会と地域猫活動を行なってきました。過去の事例から、その一部を紹介します。

A地区の例

野良猫にエサやりをしている方がおり、その野良猫のフン害に悩まされている地域住民や農家の方々との間でトラブルになっていました。

相談を受けて現地調査をするとともに、市が市民活動団体や自治会等と対応について協議しました。協議後、自治会や地域住民の御協力のもと、市営住宅跡地を利用した野良猫用トイレを作り、エサやりをしている方にもその後の片付けなどを徹底するようお願いしました。結果、野良猫はそのトイレを利用するようになり、トラブルは激減しました。

B地区の例

自治会長から、自治会内の空き家に野良猫が数匹潜んでおり、近隣の住民から今後の繁殖やフン害等を心配する声があがっているとの相談が市にありました。

自治会長と今後の対応について検討したところ、自治会全体の問題として地域猫活動に取り組んでいただけるとのことだったため、市民活動団体の協力のもと、自治会費を利用して野良猫の不妊去勢手術を行ないました。

C地区の例

自宅で野良猫にエサやりをしている方と、それに迷惑している近隣住民のとの間でトラブルになっており、自治会内で問題となっていました。相談を受けて調査したところ、エサやりをしている方には認知症の症状があるとのことだったため、高齢者よろず相談センター（地域包括支援センター）とも協力し、問題の解決を図ることとしました。

エサやりをしている方個人での解決は難しい状態だったため、地域の問題として取り上げ、市や自治会長に加えて地域住民、エサやりをしている方のケアマネージャーやヘルパーの方などを集め、今後について検討する会議を開催しました。検討した結果、地域猫活動を実施することとし、野良猫の不妊去勢手術のための捕獲等を市民活動団体が行ない、その不妊去勢手術費用については市の補助金を利用するとともに、差額については自治会費にて負担することとし、地域猫活動が開始されました。

最終的に30匹以上の野良猫を捕獲・不妊去勢手術したことでむやみな繁殖を防ぐことができ、現在は地域でルールを守った管理を行なっています。

野良猫問題 Q & A



Q 1 家の周りの野良猫をすぐに処分してもらうことはできないのか。

A 1 野良猫は動物愛護管理法によって保護されており、虐待や殺処分は禁じられ、罰金刑も定められています。野良猫の引き取りも、動物愛護管理法の観点から、県や市では行なっておりません。市としては、即効性はありませんが、これ以上の繁殖を防ぐため、不妊・去勢手術を推奨しています。

Q 2 近所に野良猫にエサをやっている人がいる。注意してほしい。

A 2 動物愛護管理法により、エサやり自体を禁止はできませんが、周りに迷惑をかけないように、エサやりの後片付けやトイレの設置、不妊去勢手術の実施などを指導しています。管理されたエサやりを行なうことで、野良猫が無理やりエサを手に入れようとはしなくなり、結果的に家屋への侵入や、ゴミ荒らしなどを防ぐ効果などもあります。

Q 3 野良猫問題で自治会が動く必要があるのか。

A 3 野良猫問題は「たかが野良猫のこと」と軽視されがちです。しかしそれを放置しておく地域の中で猫好き・猫嫌いが分かれ、最終的に野良猫がきっかけとなり、人と人との間で大きなトラブルに発展していきます。「地域猫活動」は野良猫を守る活動ではなく、そこに住んでいる地域住民を守るための活動です。「まちづくり」の視点で問題解決にあたり、トラブルをゼロにしていくことを目標としています。そのため、地域の代表である自治会の御協力が必要であると考えています。

Q 4 なぜ野良猫が生息して増えるのか。

A 4 野良猫も元を辿れば、捨てられた飼い猫です。その捨てられた飼い猫が繁殖を繰り返して増え、トラブルを引き起こす野良猫になっています（猫は一年に3～4回妊娠し、一度に4～5匹出産します）。市でも様々な形でペットの終生飼養について啓発を行っていますが、野良猫を増やさないためには、飼い主が一度飼った猫について、一生飼い続ける責任を持つことが重要です（動物愛護管理法には「愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。」と明記されています）。

Q 5 「地域猫」と「野良猫」はどう違うのか。

A 5 「地域猫」とは、生息地域の住民の合意のもと、地域猫のルールに基づき、適正に管理されながら地域住民と共生する猫です。対して「野良猫」とは、特定の飼い主がおらず、地域で管理（地域猫）もされていない猫で、ゴミを漁ったり不特定の人からエサをもらって生息している猫です。

Q 6 今すぐ野良猫の被害を防ぐにはどうしたら良いのか。

A 6 野良猫問題の根本的な解決策である「地域猫活動」も即効性はありません。そのため地域として、早めに取り組むことが重要です。猫の習性等を利用した、一時的に被害を軽減させる方法などについては、市民団体が経験に基づいたアドバイスをすることもできます。

Q 7 野良猫の責任は誰にあるのか。

A 7 野良猫は、飼い猫が捨てられたことが原因で繁殖を繰り返していますが、その元の飼い主を特定することは極めて難しいのが現状です。しかし野良猫で困っている方がいる以上、問題をそのままにしておくことはできないため、「地域猫活動」によって解決を図ることを提案しています。

Q 8 猫の多頭飼育の老人が急逝し、自宅売却に伴い多数の猫が放逐された、周辺地域が困惑している、どうすればよいか。(具体的な事例として)

A 8 近年このような例は多いと思われませんが、地域全体の大きな問題として考え、まずは放逐された猫の不妊去勢を行なって繁殖制限をし、その後の対応を考えていくことをおすすめします。単なる一部の住人の困り事として放置すると、その間に繁殖してしまいます。また、野良猫対策はその地域に合わせた対策が必要なので、関係住民や自治会等と市環境保全課、市民団体の三者で相談し、対応していく必要があります。

～ 「地域猫活動」の目指す姿について～

野良猫問題は地域に根を張った問題であり、市や市民団体が単独で解決できるものではありません。最適な解決方法を探り、実際に地域猫活動を行っていくためには、地域の方の御協力と御理解が必要です。

近年、地域コミュニティの稀薄さが指摘されていますが、特に野良猫問題は、猫を「好きか」「嫌いか」という議論になってしまい、最も大切な部分である「地域の困り事を共有して解決策を考えていく」ということから話が離れていってしまう傾向があります。それだけではなく、地域が猫好きと猫嫌いで分かれてしまい、責められた人が心を病んでしまうような事例も見受けられており、大きな課題でもあります。

それぞれの立場や考え方の違いを認め、「まちづくり」の視点でコミュニティの再構築を目指し、人も動物も共に暮らせるまちの姿が地域猫活動の目標です。そのため、地域猫活動は、地域・行政・市民団体がそれぞれの立場で協力し、進めていきたいと考えています。



野良猫に関する相談はこちらへ

平塚市役所環境保全課

TEL 0463 - 23 - 9969